## 暴風(雪)警報・特別警報の発表時について

- 1 京都府内の下記の地域に「暴風(雪)警報」が発表されている場合は、次のとおりとする。
  - ア 午前7時現在、京都府内の下記の地域に「暴風(雪)警報」が発表されている 場合、自宅待機とする。
  - イ 午前11時までに解除された場合は5校時より授業を行う。
  - ウ 午前11時現在、上記警報が解除されていない場合、臨時休業とする。
- 2 京都府内の下記の地域に、いずれかの「特別警報」が発表されている場合は、 次のとおりとする。
  - ア 午前7時現在、京都府内の下記の地域にいずれかの「特別警報」が発表されている場合、臨時休業とする。
  - イ 始業前、(登校中を含む) に特別警報が発表された場合も臨時休業とする。
  - ウ 特別警報が解除され、切り替わって発表された警報は特別警報と同等に扱う。
  - 【注意】 当日の午前7時の時点で特別警報が発表されていない場合であって も、居住地域に避難指示・緊急安全確保が出ている場合や気象・交通機 関・通学路の状況等により、安全に登校ができないと判断した場合は登 校せず、自宅待機とする。

この場合は、学校に連絡を入れること。 (出席停止の処理を行う。) <地域>

南丹市、京丹波町、京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、 久御山町、八幡市、城陽市、京田辺市、宇治田原町、井手町、精華町、木津川 市、和東町、笠置町、南山城村のいずれかの市町村

- 【注意】 「京都府南部」または、「南丹・京丹波」、「京都・亀岡」、「山城中部」、「山城南部」として発表されることもある。
- 3 臨時休業した場合は、速やかに回復措置をとる。